

日向市 保育料基準額表

1号(幼稚園・認定こども園教育利用)			
区分	日向市基準		
	階層区分		
生活保護法による被保護世帯	A		0
市民税非課税世帯	負担軽減世帯		0
	その他の世帯	B	0
市民税所得割額 77,100円 以下	負担軽減世帯	D 1	0
	その他の世帯		0
市民税所得割額 77,101円 以上 211,200円 以下	負担軽減世帯	D 2	0
	その他の世帯		0
市民税所得割額 211,201円 以上		D 3	0

2・3号(保育所・認定こども園保育利用)										
区分	階層区分	日向市基準						国基準		
		標準時間認定			短時間認定			標準時間認定 3歳未満児	短時間認定 3歳未満児	
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児			
生活保護法による被保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	B 0	負担軽減世帯	0	0	0	0	0	0	0	
		その他の世帯	0	0	0	0	0	0	0	
均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C 1	負担軽減世帯	8,000	0	0	7,860	0	0	19,500	19,300
		その他の世帯	16,000	0	0	15,720	0	0		
49,000円未満	C 2	負担軽減世帯	9,000	0	0	8,840	0	0	30,000	29,600
		その他の世帯	18,000	0	0	17,690	0	0		
49,000円 以上 71,400円 未満	C 3	負担軽減世帯	9,000	0	0	8,840	0	0	44,500	43,900
		その他の世帯	19,500	0	0	19,160	0	0		
71,400円 以上 86,400円 未満	D 1	負担軽減世帯	11,500	0	0	11,300	0	0	61,000	60,100
		その他の世帯	23,000	0	0	22,600	0	0		
86,400円 以上 101,400円 未満	D 2	負担軽減世帯	12,500	0	0	12,280	0	0	80,000	78,800
		その他の世帯	25,000	0	0	24,570	0	0		
101,400円 以上 119,800円 未満	D 3	負担軽減世帯	14,500	0	0	14,250	0	0	104,000	102,400
		その他の世帯	29,000	0	0	28,500	0	0		
119,800円 以上 131,400円 未満	D 4	負担軽減世帯	16,000	0	0	15,720	0	0		
		その他の世帯	32,000	0	0	31,450	0	0		
131,400円 以上 147,900円 未満	D 5	負担軽減世帯	18,500	0	0	18,180	0	0		
		その他の世帯	37,000	0	0	36,370	0	0		
147,900円 以上 191,800円 未満	D 6	負担軽減世帯	21,000	0	0	20,640	0	0		
		その他の世帯	42,000	0	0	41,280	0	0		
191,800円 以上 222,900円 未満	D 7	45,000	0	0	44,230	0	0			
222,900円 以上 284,400円 未満	D 8	51,000	0	0	50,130	0	0			
284,400円 以上 323,800円 未満	D 9	53,000	0	0	52,090	0	0			
323,800円 以上 419,800円 未満	D 10	55,000	0	0	54,060	0	0			
419,800円 以上	D 11	57,000	0	0	56,030	0	0			

【B～D 1における負担軽減世帯】

- ・ひとり親世帯
- ・在宅障がい児者がいる世帯
- D 2における負担軽減世帯
- ・ひとり親世帯

B 0～C 3における負担軽減世帯

- ・ひとり親世帯
- ・在宅障がい児者がいる世帯
- D 1～D 6における負担軽減世帯
- ・ひとり親世帯

①保育料の年齢は、4月1日現在の満年齢を基準にして計算します(年度の途中で誕生日を迎えても変更しません)。

②4月～8月までは前年度の、9月～翌年3月までは現年度の市民税額で算定します。ただし、住宅借入金特別控除等がある場合には控除前の金額になります。

③多子世帯の保育料の減免について

・2、3号認定:小学校就学前の範囲内において、保育所や幼稚園等を同時に利用する子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。満3歳未満の子どもが第2子のときは半額、満3歳未満の子どもが第3子以降のときは無料となります。

・市民税所得割額の合計額が、77,101円未満(保育認定2、3号の2人親世帯は57,700円未満)の世帯の場合
 ・ひとり親世帯等は、生計が同一の兄弟姉妹を最年長から順に第1子、第2子と数え、第1子の3号認定者は、標準時間認定で9,000円(短時間認定8,840円)、第2子以降は無料となります。

上記以外の世帯は、生計が同地の兄弟姉妹を最年長から順に第1子、第2子と数え、第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ひとり親世帯等・・・母子・父子家庭や障がい者(児)のいる世帯

※上記の保育料の軽減措置のほかに、婚姻歴のないひとり親家庭を対象とした「みなし寡婦(夫)制度」を実施しています。詳しくは市役所こども課保育係へお問い合わせください。

④給付単価を限度とします。

⑤「国基準」とは、国が定めている保育料ですが、子育て世帯の負担軽減を図るため、市独自の保育料を定め、その差額分については日向市が補てんしています。